

パブコメ募集「地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」

圏央道インターパークつくばみらい（福岡工業団地第2期地区）の整備に合わせ、進出企業の建築物の用途などを制限するために、地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を制定します。

条例を制定するにあたり、既に制定されている3つの地区計画条例（小絹地区、伊奈・谷和原丘陵部地区、福岡工業団地地区）を統合し、1つの条例に集約します。

▶閲覧・意見募集期間：9月1日（金）～30日（土）

▶意見を提出できる方：市内在住・在勤の方、市内に事務所または事業所を有する方、市内の学校に在学している方、市に対して納税義務を有する方、本事業に利害関係を有する方

▶閲覧場所：市ホームページ、伊奈庁舎市民窓口課、谷和原庁舎都市計画課、各公共施設（みらい平市民センターを除く）※閉庁日は、各庁舎の日直が対応します。また、各施設での閲覧は休館日を除きます。

▶意見の提出方法

○市ホームページのメールフォーム

○閲覧場所に設置してある「意見提出用紙」に記入し、伊奈庁舎市民窓口課または谷和原庁舎都市計画課への直接持参、谷和原庁舎都市計画課への郵送またはFAX（0297 - 52 - 6024）

☎ 谷和原庁舎都市計画課（内線 5102）

秋の全国交通安全運動が実施されます

「もう4時だ 暗くなる前 早めの点灯」

▶期間：9月21日（木）～30日（土）

▶運動の重点

○子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全の確保

○夕暮れ時と夜間の交通事故防止および飲酒運転などの根絶

○自転車などのヘルメット着用と交通

ルール遵守の徹底

9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」です。住民一人ひとりが交通ルールを守り、交通事故に注意して行動し、交通事故を無くしましょう。

☎ 伊奈庁舎防災課（内線 2503）

10月1日からインボイス制度が始まります

10月1日から、消費税の複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、インボイス制度（適格請求書保存方式）が始まります。インボイス制度では、消費税の仕入税額控除のために適格請求書（インボイス）を保存する必要があります。

■適格請求書発行事業者

（インボイス事業者）登録番号

つくばみらい市一般会計（コミュニティ・プラント事業を含む）、水道事業、下水道事業、取手地方広域下水道組合は、事業者がインボイスの交付を行うために必要な「適格請求書発行事業者」の登録を行いました。

■上下水道料金などの適格請求書（インボイス）

10月1日から、「上下水道使用量のお知らせ（検針票）」「納入通知書」を適格請求書として発行し、事業者名、登録番号、適用税率、消費税額を追記します。

なお、料金算定は従来より消費税相当額を加えた額としているため、インボイス対応による算定額の変更はありません。



登録番号と追記の見本などの詳細はこちら

☎ インボイス制度に関すること：国税庁インボイスコールセンター（☎ 0120 - 205 - 553 午前9時～午後5時 土・日・祝日を除く）

水道事業、下水道事業、取手地方広域下水道組合に関すること：谷和原庁舎上下水道課（内線 5311、5310）

一般会計に関すること：伊奈庁舎財政課（内線 2202）

屋外広告物の表示は許可制です！

道路沿いの土地、店舗の壁・敷地、住宅の塀、電柱などに設置されている看板を「屋外広告物」といい、無秩序に掲示されると、都市や自然の景観を大きく阻害します。

屋外広告物の表示には基準が定められており、原則として市の許可が必要となるので、下記の点にご注意ください。

○屋外広告物表示のために、土地や塀などを貸す場合には、それが適法なものか、許可申請を行う予定であるものかどうかを依頼者に確認してください。疑問がある場合には、市へ連絡してください。

○店舗などの経営者の方は、基準に合った屋外広告物を表示するために、事前に市と協議をしてください。

良好な景観づくりと安全な広告物適正管理のために、ご協力をお願いします。

☎ 谷和原庁舎都市計画課（内線 5104）

「もみがら焼き」は周辺環境に配慮を！

廃棄物の野焼きは、法律で原則禁止となっています。例外として、農業を営むためにやむを得ない焼却については認められていますが、毎年もみがら焼きに伴う煙や臭いに関する苦情が多く寄せられています。

やむを得ずもみがら焼きをする際には、「住宅地周辺で燃やさない」「風向きや時間帯に注意する」「火災や事故の恐れが無い安全な場所で焼く」など、周囲にお住まいの方の迷惑にならないよう十分に配慮してください。



☎ 谷和原庁舎生活環境課（内線 3306）

お知らせ

募集

手続き・申請

相談

イベント